

教員免許状更新講習開設に向けての課題

Some problems in organizing a training session for
renewing schoolteachers' license.

岸田 正幸
KISHIDA Masayuki
(和歌山大学教育学部)

抄録

2009年4月から教員免許更新制が導入される。教員養成制度や教員の資質能力の向上に関する論議は、これまでも幾度となく繰り返され、その都度、具体的な方策が示されてきたのであったが、有効な改善策となりえないまま現在に至っている。こうした中、教員の資質向上をねらいとして新たに導入される教員免許更新制は、どのような意義をもつのか。そこに潜む課題を明らかにするとともに、和歌山大学でのこれまでの取り組み経過を踏まえながら、教員免許状更新講習開設に向けての今度の課題と大学に課せられた責務について考える。

キーワード：教員免許状更新講習、教員の資質向上、教員の意識 課題と可能性

1. 教員養成制度と教員の資質向上に関する論議

2007年（平成19年）6月20日、第166回国会において成立した「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律」により、2009年（平成21年）4月1日から教員免許更新制が導入されることとなった。

教員養成制度や教員の資質能力の向上に関する論議は、中教審においてもこれまで継続的に行われてきており、すでに1958年（昭和33年）7月の中教審答申「教員養成制度の改善方策について」においては、「教育に対する正しい使命感と児童生徒に対する深い教育的愛情とを基盤」においた「高い教養を必要とする専門職業」とした上で、「その資格の付与は、これらの要請に十分こたえうるよう周到な配慮の下に行われなければならない」として、教員養成を行う大学にその改善を求めたのであった。この答申は、いわゆる開放的教員養成制度に対立するものとして、各方面から強い反発が起こった（注1）のであったが、教員養成制度や教員の資質能力の向上に関わって、後の所謂46答申、臨教審と論議が繰り返され、現在に至る動きを作り出していく出発点に位置するものとして確認しておきたい。

46答申（1971年（昭和46年）6月）以降、1978年（昭和53年）6月の「教員の資質能力の向上について」の中教審答申、臨教審の第4次にわたる答申（1985年（昭和60年）8月～1987年（昭和62年）8月）を経て、1987年12月の教育職員養成審議会答申「教員の資質能力の

向上方策等について」に至るまで、共通課題として論議されてきたのは、養成、採用、研修、再教育というそれぞれの機会を通して、教員の資質と能力を形成すべきであるということ。加えて、その体系化をどのようにして構築するかということであった。そして、こうした中、教員養成に係る教育課程の在り方が議論され、教員優遇策としての給与改善、新構想の教員養成大学院、初任者研修、現職教員への経験者研修といった数々の施策が具体化していくことになる。

さらに、平成に入り、「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」と題した教育職員養成審議会答申が、第1次答申（1997年（平成9年）7月）から第3次答申（1999年（平成11年）12月）まで立て続けに出され、教育荒廃を主論調とする学校や教員批判を背景として、教員に求められる資質能力が一貫したテーマとして繰り返し議論されることになる。そこでは、「教育者としての使命感、人間の成長・発達についての深い理解、幼児・児童・生徒に対する教育的愛情、教科等に関する専門的知識、広く豊かな教養、そしてこれらを基盤とした実践的指導力」（注2）といった「いつの時代も教員に求められる資質能力」と同時に、今後は、「得意分野を持つ個性豊かな教員が必要」とし、こうした資質能力を形成するためには、「養成と採用・研修との連携の円滑化」を図り、各段階において形成に係る役割を分担していく必要があるとした。

2. 歴史的課題

「求められる教師像」と問われれば、「いつの時代も」という修飾語が冠せられることからわかるように、時代の空気を反映して多少の表現の違いをみせても、その本質は変わらない。事実、先の1958年（昭和33年）7月答申から、教師像に関してはそこに求める理想的な姿は変わらないし、最近の答申、2005年（平成17年）10月の「新しい時代の義務教育を創造する」において、「あるべき教師像」としてあげた3つの要素「教職に対する強い情熱」、「教育の専門家としての確かな力量」「総合的な人間力」も、結局のところ表現の違いということになる。

そして、この表現を変えながら繰り返し提示されてきた「求められる教師像」は、「今の教師は力量不足で、どこかおかしい」という意識をその底に沈ませてきた。それは、「教師は常識がない」と言われるような一般の人が持つ潜在的教師感や、かつて無条件の権威性を保持していたころの学校を経験してきた者が、今の教師に対して皮膚感覚として持っている意識に代表されるものでもある。もちろん、指導が不適切な教員や懲戒処分者などが顕在化した姿として象徴的な取り上げられ方をし、そうした者への対応ということはあるにはあるが、例えば指導が不適切な教員は、2005年度（平成17年度）の文科省調査において、全国で506名と極めて少数の者にすぎないのであって、こうした教員への対応のみを根拠として教員の資質向上に対する一般的な施策が行われるものでないことは言うまでもない。

また、教員に対する行政側の見方として、とりわけ研修、再教育の対象となる教員の自らの資質向上への意識については、他の職種にない特異な傾向があるといった捉え方をしてきたことは否めない。好きなこと、或いは自らがその必要性や価値があると感じたことに対しては、情熱を傾けもするし、それ相当の力量を発揮するが、権威的に与えられたものに対しては、強い抵抗感をもって容易に受け付けられないのが教師だということである。

このことは、学習指導要領をめぐってこの国で行われた論争一つを取り上げるまでもなく、こうした意識の背景となっているものについてはいくらかでも指摘できるし、現に教員の中に潜在化した意識としてあることも確かではある。

したがって、初任研修はともかくも、何年かの間、いわゆる学校文化の中で教員として過ごしてきた者が受講する10年研修やそれ以上の教員経験者を対象としたその他の研修については、受講した個々の教員の感想などを見れば、それ相応の学びがそこには見られるものの、全体として、それが教員の資質能力の向上にどのような成果を上げているのかということになれば、手応えのあるものとして評価するところまでには

至らなかったと言える。或いは、個々の教員にとっては、期待できる学びがあったとしても、それは、それぞれの教員の血肉とはなっても、施策上の成果という形では、極めて見えにくい性質を本来的にもっているために、やはりまた、学校や教師への批判を引き金として、新たな教員養成制度や教員の資質能力の向上に関する施策が繰り返して行われていくことになっていったのである。

つまるところ、この問題は、いつの時代の中教審においても取り上げられ、その都度、新たな改善策が示され、実行されてきたのであったが、そこに横たわってきた教師に対する一般的な評価、行政側の歴史的背景を背負った教師に対する見方、学校文化の中で培ってきた教師の意識、見えにくい成果など、さまざまなものが複合的にからみあい、いまだに抜本的な解決策を見いだせないままに経過してきたのではなかったか、と考えるのである。

3. 教員免許更新制の課題

そして、今回の教員免許更新制の導入である。教員養成制度や教員の資質能力の向上に関わって、この制度の意義と課題を考える前に、まず教員免許更新制が論議されてきた経過を確認しておきたい。

2000年（平成12年）12月、教育改革国民会議が「教育を変える17の提案」を行った。奉仕活動の義務化が盛り込まれ、論議を呼んだ提案である。この会議では、「心美しい活力ある日本人を育む分科会」、「学校教育の充実を図る分科会」、「競争力のある日本をつくる分科会－創造性の高い人材育成－」という3つの分科会が置かれ、その第2分科会である「学校教育の充実を図る分科会」において、教員の資質向上策として免許更新制の可能性を検討することが盛り込まれたのであった。同時に、通学区の自由化やコミュニティ・スクールといった、既に一部で導入が始まっている制度が提案されたことからみても、この分科会での議論は、学校に競争原理を導入していくべきであるといった内容が基本にあったことがわかる。そして、この提案を受けて、翌2001年（平成13年）4月に、中央教育審議会に「今後の教員免許制度の在り方について」が諮問され、教員免許更新制の可能性が検討されたのであった。

ここでは、教員免許更新制の可能性について、「教員の適格性確保のための制度としての可能性」と「教員の専門性を向上させる制度としての可能性」の両面から検討がなされた。このうち、適格性確保のために制度を導入することについては、「免許授与時に適格性を判断する仕組みを導入するよう免許制度自体を抜本的に改正することが前提」であるとした。つまり、現在免許状は、大学において所要単位を修得した者に授与しており、その際に適格性の判断をせずにおいて、

更新時にその判断をする仕組みを作ることは制度的にあり得ないというわけである。また、授与時に適格性を判断することの難しさ、分限制度が用いている基準と類似していかざるを得ない状況を考えれば、免許更新時にその判断をさせるのではなく、分限制度の有効活用がまずもって不可欠であるとしたのであった。

一方、「教員の専門性を向上させる制度としての可能性」については、「有効期限を付し更新時に新たな知識技能を修得させる研修という要件を課すことは、教員に免許状取得時に課されていなかった新たな要件を後で更に課すことになる」こと、また「更新時の研修についても、同じ資格であればその更新のための研修も標準的でなければならないことから、人によって研修内容に差異を設けるには一定の限界がある」とするなど、生涯有効であるという約束で一度取得した資格を変更するという制度を設けることは、我が国全体の資格制度全体を含んだ問題であるという、いわば教員の力量向上という観点よりも、免許制度そのものの在り方としてこの問題をとらえ、「なお慎重にならざるを得ない」という結論を、2002年（平成14年）2月中教審答申として出したのであった。

ところが、学力低下問題をはじめとした教育に関する数々の議論、学校や教師に対する度重なる批判等を背景として、そのわずか2年8ヶ月後の2004年（平成16年）10月、「今後の教員養成・免許制度の在り方について」の諮問が中教審に行われることになり、その検討課題として、「教員免許制度の改革、とりわけ教員免許更新制の導入について」があげられることになる。しかも諮問理由説明では、「教員一人ひとりが常に緊張感を持って、自己の資質能力の向上のために一層研鑽を積むようにするためには、教員免許制度を改革し、教員免許更新制を導入すること等について、検討する必要があると考えております。具体的には、①教員免許更新制の導入の意義及び位置づけ、②教員免許状の授与の仕組みや手続きなど教員免許更新制の具体的な制度設計、③教職課程の履修状況を十分に判断した上で教員免許状を授与するための方策、④学部段階の教職課程の改善・充実方策、⑤教職課程の認定に係る審査等の見直し、⑥教員免許状の種類の内訳、⑦教員免許状と教員の処遇との関係等」とし、先の「慎重に」と結論づけた検討課題が、導入を前提とした具体的検討へと姿を変えた形で登場するのである。

当然、2年後の2006年（平成18年）7月の答申では、教員免許更新制を導入することが必要であるという結論が出されるのであるが、前の中教審の免許制度そのものの在り方を議論の中核に据えた検討と明らかに違うのは、教員の資質能力を担保するためにはこの制度が必要であるという基本的スタンスが変わった点にある。したがって、この問題を検討するワーキンググループにおいても、教員免許更新制のねらいは「児童生徒

や保護者の尊敬と信頼を得られる質の高い教員を養成・確保すること」にあると位置づけられた。公教育への信頼の確保という喉元に突きつけられた大きな課題を前にして、制度設計の問題は影をひそめ、まず教員全体の資質能力の向上という議論を前面に出さざるを得なかったということである。確かに、答申で例としてあげているように、「子どもの学ぶ意欲や学力・体力・気力の低下、様々な実体験の減少に伴う社会性やコミュニケーション能力の低下、いじめや不登校等の学校不適応の増加、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）や高機能自閉症等の子どもへの適切な支援」といった学校の状況をめぐる変化は大きなものがあるし、教員免許状の取得後、教員が新たに学び、身につけなければならない教育課題はいくらでもある。しかしそれは、既に実施している経験者研修において学ぶべきものであって、教員免許更新制という枠組みを使って、こうした新しい学びを担保すべきかどうかという点については、疑問が残ると言わざるを得ない。

その理由の1つは、経験者研修との差別化の問題である。教員免許更新制の論議が、制度設計の視点から教員全体の資質向上という文脈に変わった段階で、経験者研修との差別化の問題が不可避的に出てくる。おそらく、経験者研修で同じことができないのかという疑問に明確な答えを出すことは困難だろう。事実、2008年（平成20年）3月に、文科省が関係省令等を通知し、とにかくも確定した制度として走り始めたのであるが、この差別化の問題については、未だ明確な位置づけがなされないまま現在に至っている。適格性の確保という性格が強い教員免許更新制の枠組みを残して、本来的には相容れない教員の資質向上という中味をこの箱に入れようとしたところに問題があったと思われる。

もう一つは、教員のやらされている感と通常の研修にはない精神的負担感である。不適格教員を排除すべきであるという教育再生会議に代表される議論や報道等が作り出した世論に負け、この制度が導入されたという認識を多くの教員が持っている。受けなければ、免許が更新できないといういわば伝家の宝刀を抜いて研修の席に座らされる教師には、或いは先に述べた権威性に対する強い抵抗感を持つ教師には、経験者研修以上にやらされている感がまといついている。また、この制度が資質向上を目的として導入されたとしても、更新制の性格上、結果として適格性の確保という側面を捨て去ることができないとすれば、教員にとって他の研修にない精神的負担感が残る。プロとしての仕事をするのであるから、その程度の負担感はあるが、走り始めたこの制度が、より有効に働くために、という観点からすれば、マイナス要因として指摘しておかざるを得ない。

いように思う。

数々の課題を持ちながら制度化された教員免許更新制である。しかし、もはや後戻りはできないと思っている。もともと制度面での矛盾をかかえながら、その矛盾を継ぎ接ぎしつつ、走っては考えてのスタートであったのだから、さまざまな批判が出るのは当然であるし、またそれは容易にできるが、今、これをやめるべきであると軽々に言うことはできない。なぜなら、これまで見てきたように、教員養成制度や教員の資質能力の向上といった課題は、理想的な教師像の提示とは裏腹に、具体的な施策の中でその成果が見えにくいという側面があるのに、この踏み出した教員免許更新制でも同様に見えにくいものにしてしまえば、この問題の行き詰まり感をさらに助長させる結果になると考えるからである。

そこで、教員免許状更新講習の開設主体である大学として、どのような課題意識をもって取り組むべきであるのか、運営上のスムーズな実施という事務的な問題ではなく、教員養成制度や教員の資質能力の向上に関する施策が、これまで抱え持ってきたある種の閉塞感を打ち破るべく、教員養成をもつ大学として何ができるか、そうしたことについて、2008年度（平成20年度）に行われる和歌山大学の教員免許状更新試行講習や翌2009年度（平成21年度）から始まる本格実施に向けてのこれまでの取り組み経過を踏まえながら、考えてみたいと思う。

4. 和歌山大学での取り組み経過

和歌山県内の教員免許状更新講習対象者は、初年度にあたる2009年度（平成21年度）で、小・中・高、及び特別支援学校の教諭、さらに養護教諭を合わせて約900名。今後、ほぼ同程度で推移していくものと思われる。和歌山県の地理的条件や大学の設置状況を踏まえ、この900名という多くの教員が和歌山大学で受講することが見込まれることから、当初から教員免許更新の手続きを行う県教委との連携は不可欠であると考えていた。和歌山大学教育学部は、すでに県教委との間で、共同参画事業の総称である「ジョイント・カレッジ」を実施していたことから、この一部門である「教員養成・教員資質向上推進部会」において、この教員免許更新制を検討課題として取り上げ、2007年（平成19年）10月から協議を開始した。

ここで協議した内容を概括しておく。

① 受講対象者の整理と分析

県教委から、公立学校に勤務する校種別、教科担当別教員人数の資料提供を受けた。初年度対象者を校種別に見ると、小学校教諭が326名、中学校教諭が208名、高等学校教諭が245名であり、年齢別では、35歳対象者が最も少なく161名、45歳対象者が213名、55歳対象者が524名であった。中・高の教科別に見ると、最

も多い社会、国語で77名、数学61名、英語60名、理科50名、保健体育44名と続き、美術、音楽、家庭は10名程度、看護、農業といった1、2名程度の教科もあった。

こうした対象人数を踏まえ、選択領域における教科関連講習をどの程度まで開くのか、つまり少人数の教科開設をどうすべきか、その基本的な考え方について協議し、毎年すべての教科を網羅的に開設するのは困難であること。開講できる最低人数を提示する必要があること。開設できない教科の受講者のためにも、教科以外の選択領域講習の充実を図ることにより対応すべきことなどが協議された。

② 県教委との具体的な協力態勢

講習開設者の資格として、大学をはじめとして、教育研修センター等もあげられているため、講習開設の主体はどこにあるのかという協議を行った。教員免許更新制のねらいに対応した講習を提供できるのは大学であるという判断や経験者研修との差別化という観点から、県教委が主体となった研修開設は困難であるということ。大学の地域社会への貢献、とりわけ教員養成学部を持つ大学の責務という観点から、講習に関するすべての業務主体は大学とし、県教委は大学での講習が円滑に行われるよう、さまざまな側面から協力していくこととした。加えて、教員への広報をはじめとして、受講者募集に関する事務的業務、受講者ニーズに応じた講習の開設、県教委の業務となる免許更新手続きにいたる一連の流れについて、両者が意見交換をし合う中で、共通の認識を持ちながら進めることが必要であることなどについて確認した。

③ 開設時期や場所

県内の教員が自宅から1時間程度の移動で講習が受けられることを基本として、県内3カ所程度での講習開設が適当ではないか。また、それぞれの地域の受講者数に合わせ、必要に応じて複数回実施する必要があること等を確認した上で、教員に対するアンケート調査の結果を踏まえて、検討することとした。

④ 教員免許更新制の趣旨と教員ニーズを踏まえた講習内容の在り方

教員免許更新制の趣旨を踏まえた講習内容として大学はどのようなものを提供していくつもりか。県教委との協議の中で出された大きな課題である。共通領域については、細部にわたる具体的なカリキュラムが省令により提示されているが、自由度の高い選択領域講習は、教員に求める資質能力を根拠としたカリキュラム編成というより、受講者ニーズの高い講習をできる限り提供するという性質をもつため、講習内容については吟味する必要があること。このため、試行講習では、県教委の指導主事や人事主事、小・中・高、及び特別支援学校の校長、教頭といった受講免除対象者を評価委員として招聘し、事後評価を行うことにより検討していくことを確認した。

また、10年研修との差別化をどのようにしていくのか。国の判断とは別に、この難しい課題についても独自の検討を加えていく必要があるとした。

⑤ 教員アンケートの実施

講習場所や時期、講習内容等の希望を調査するため、県教委と共同で和歌山県内の教員を対象にした2000人規模のアンケートを実施することを確認した。

⑥ 教員免許状更新講習に関する協議会の発足

和歌山県における教員免許状更新講習を総括的に協議する場として、和歌山大学、県教委、早くから講習開設の意向をもっていた和歌山信愛女子短期大学との間で協議会を発足させることとした。後に、県内にある近畿大学生物理工学部も講習を開設することとなり、私立の小・中・高等学校教員を管轄する県総務学事課も含めた5者により協議していくことになった。

5. 試行講習の概要

本年度実施する試行については、まず、次の5つの観点をその特長としてあげ、さらに試行のテーマとして以下の5点を取り上げることとした。

【本格実施における5つの特長】

- ① 和歌山県やその近隣に勤務するすべての教職員が自宅から通える場所で受講できる態勢の整備。
- ② 保育科を持つ和歌山信愛女子短期大学と連携し、幼・小・中・高・特のすべての校種の免許に対応した講習の開設。(近畿大学生物理工学部の参画以前に示したもの)
- ③ 教育学部はもちろん、他学部や和歌山信愛女子短期大学の教員によるバラエティに富んだ選択講習の開設。
- ④ 県教委との連携による受講者ニーズに合わせた講習の実施。
- ⑤ 講習内容等に対する事後評価システムを充実させ、受講者が満足できる豊かで質の高い講習の提供。

【試行で取り上げたテーマ】

- ① 教員免許状更新講習実施の中核大学として、県内すべての教職員の受講をカバーする態勢の構築と財務運営上の諸課題への対応

和歌山県における教員免許状更新講習実施の中核大学として、県内すべての教職員が受講できる態勢を構築するための基本的な枠組みを作る。具体的には、21年度の本格実施での講座開設場所や実施回数を視野に入れた試行を行う。また、多くの教員の受講ニーズに応えるために、とりわけ選択領域では、多様な内容や形態の講習を開設していく。そのためにも全学での取組を進めることとし、経済学部及びシステム工学部教員による講習、或いは他大学との連携という観点から、和歌山信愛女子短期大学教員による講習も開設

する。

- ② 教育委員会との連携による円滑な実施態勢への移行と教員免許制度の県内教職員への周知徹底

県内のすべての教職員の受講をカバーする態勢を構築するため、県教委との連携を強化した試行を行う。具体的には、受講日程や講習内容等に対する事前アンケートに基づく県教委との協議、受講者募集から講習開設、認定及び免許申請に至る一連の流れについて、県教委との綿密な連携による和歌山方式の確立を図るとともに、両者が協力して県内教職員への啓発に努める。さらには、県教委が実施している現行の研修事業との関係性等についても協議する。

- ③ 指導主事及び人事主事等を含めた事後検討会の実施による講習内容の質の向上とデマンドサイドのニーズへの対応

受講者にとって満足度の高い講習や受講ニーズの高い講習を開設するため、試行講習の受講者として、県教委の指導主事や人事主事、市町村教育委員会の指導主事、さらには、各校種の校長・教頭等、立場や評価の観点が異なる多様な教育関係者を招聘し、講習に対する評価を行うとともに、事後検討会を開催し、本格実施に向けての改善点等について協議する。

- ④ 県内遠隔地(新宮市)での他大学(三重大学)との連携による共同講習に向けての検討

遠隔地での講習開設として新宮市での実施を予定しているが、新宮市は、三重県との県境にあることから、三重大学との役割分担等の課題が生じてくることが予想される。試行では、和歌山大学単独で新宮市での講習を開設するが、同時に、三重大学と協議を行い、紀伊半島南部での講習の在り方について検討する。

- ⑤ 一部の講習を実施する県内私立大学との連携の在り方

県内にある私立大学のうち、保育科をもつ和歌山信愛女子短期大学と連携の在り方を模索する。具体的には、必修領域の講師分担の在り方と信愛女子短期大学を含めた選択領域講習の開設を行い、主に、幼稚園免許教員を対象とした講習開設をしようとしている当短期大学と、小中高、特別支援学校教員を対象とした講習開設を予定している和歌山大学との相互乗り入れの可能性や講習分担の在り方について検討を加える。

【試行の概要】

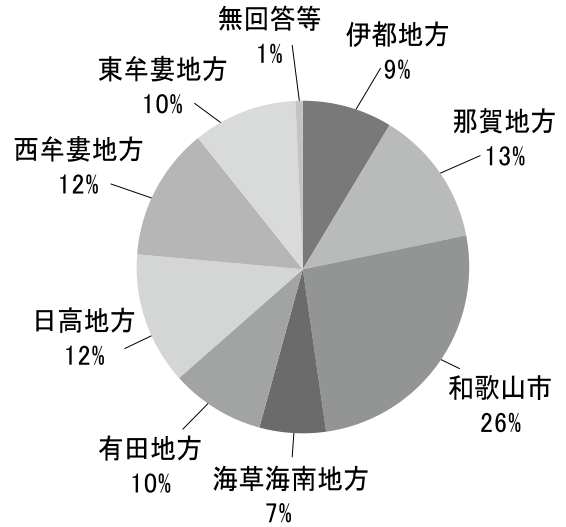
○必修領域

会場	和歌山大学
実施日	6月14日(土)、6月15日(日)
講習内容	①教職についての省察
	②子どもの変化についての理解
	③教育政策の動向についての理解
	④学校の内外における連携協力についての理解

○選択領域

会場	県立新宮高等学校
実施日	6月21日(土)
講習内容	食育と健康と栄養
	英米環境思想の講読
	地図を使った地域調査法
	現象とモデル方程式
	現代の宇宙像
会場	和歌山大学
実施日	6月28日(土)
講習内容	書のコラボレーション(複合芸術の試み)
	現代社会の音環境について
	JUDOから柔道へ(女性もできる柔道授業)
	読む力を書く力につなげる授業づくり
	世界と日本の食料事情
	ものづくりとメカトロニクス機器
	野生動物学研究入門

(2) 現在お住まいの地域は、どこですか。

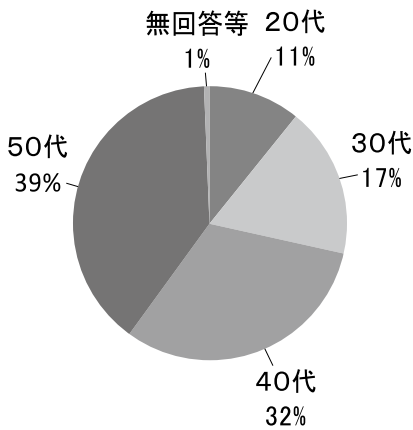


6. アンケート調査結果

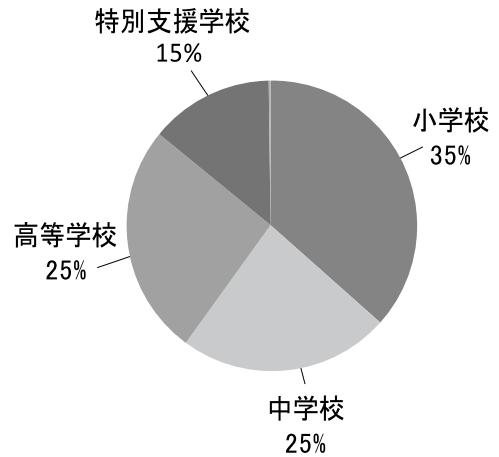
アンケートは、地域や学校種バランスに考慮しながら、県内2678名の教員を対象に行い、1815名の教員から回答を得た。選択式の回答結果は以下のとおりである。

1. 所属学校や担当教科等についてお尋ねします。

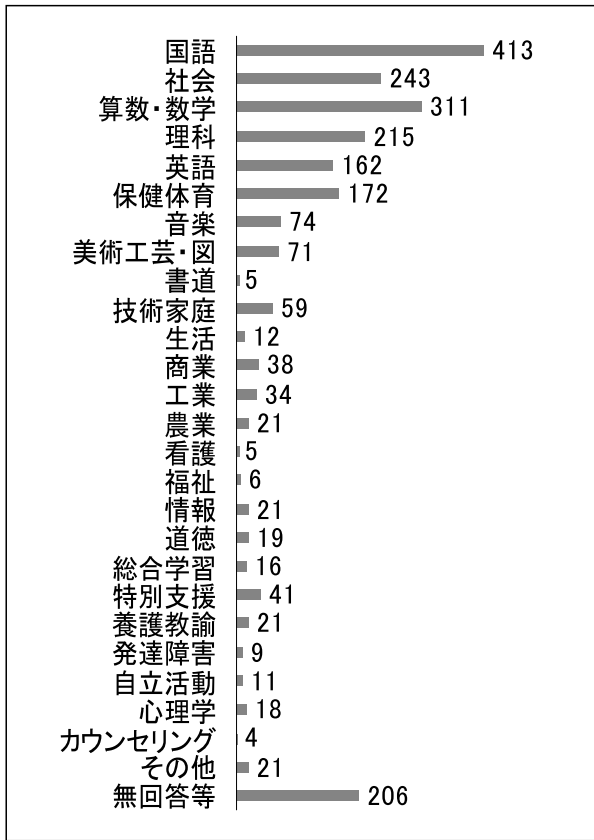
(1) あなたは、どの年代にあたりますか。



(3) 現在あなたが所属する学校は、どれですか。

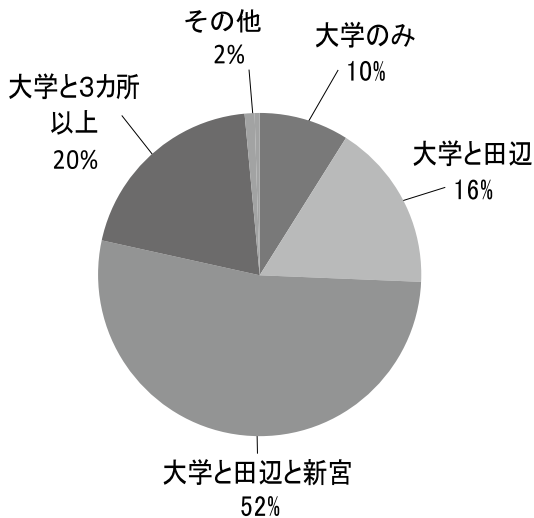


(4) あなたの担当教科（中学校、高等学校の先生の場合）又は、講習を受ける教科として関心のある教科（小学校、特別支援学校の先生の場合）はなんですか。教科名をお書きください。

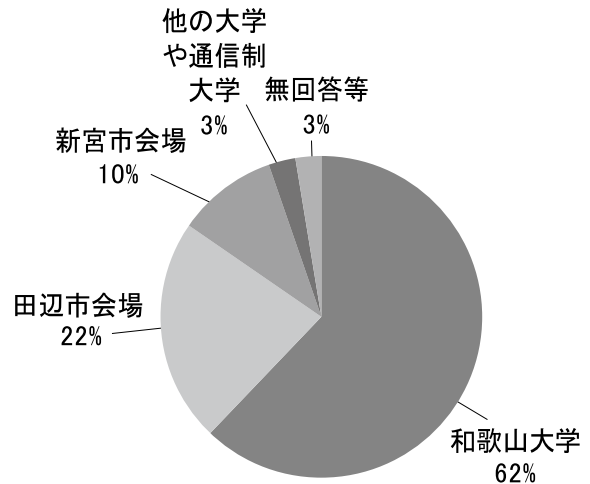


2. 受講希望場所や受講したい時期についてお尋ねします。

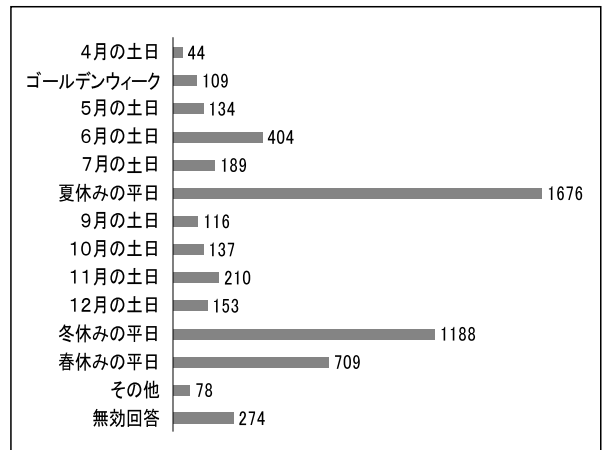
(1) 和歌山県の講習会場として、どの程度の会場があればいいと思いますか。



(2) 県内3カ所の講習会場で開設された場合、どの会場等での受講を希望しますか。

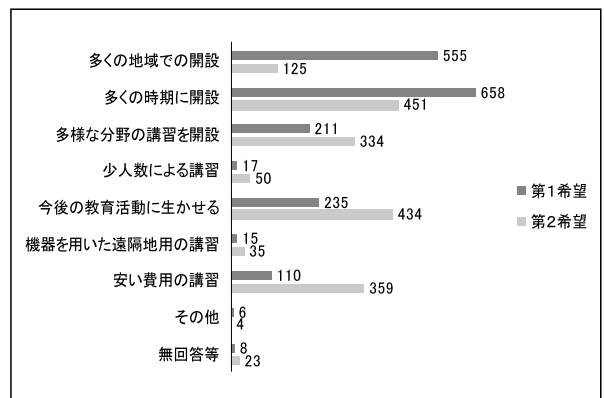


(3) 講習日の開設時期として、どれがよいですか。あなたが受講しやすいと思われる順に3つ選んでください。



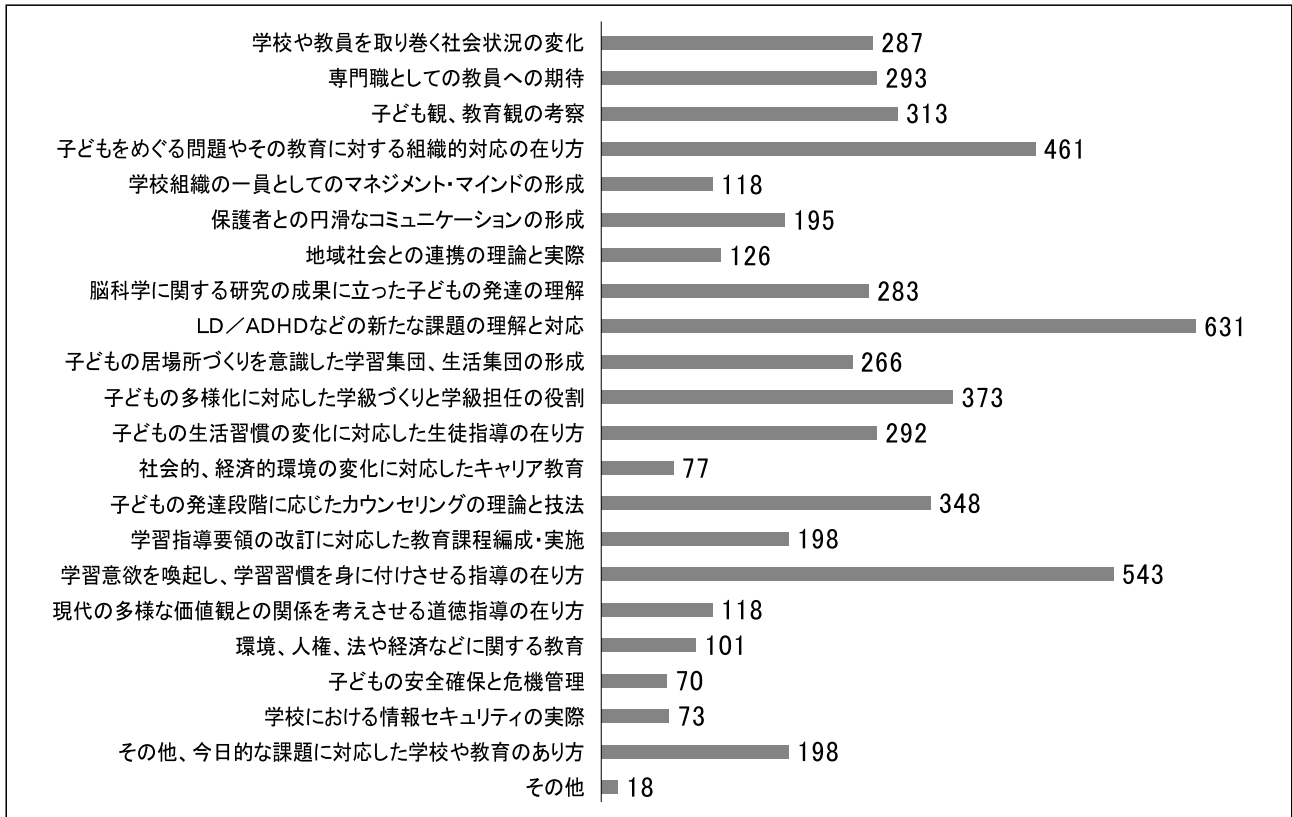
3. 講習の開設に当たってのご希望等をお尋ねします。

(1) 講習の開設に当たって、どのようなことが充実していたり、配慮されていたりすることを希望しますか。希望する順に2つ選んでください。

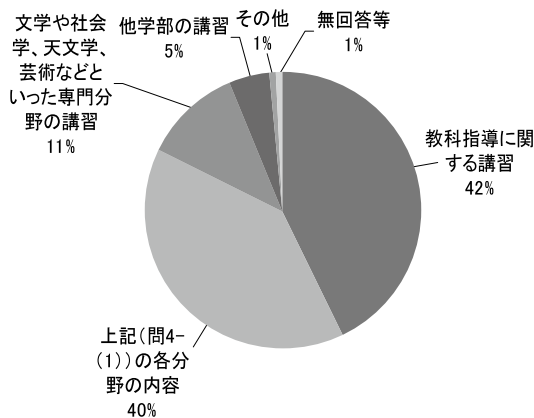


4. 講習の内容についてお尋ねします。

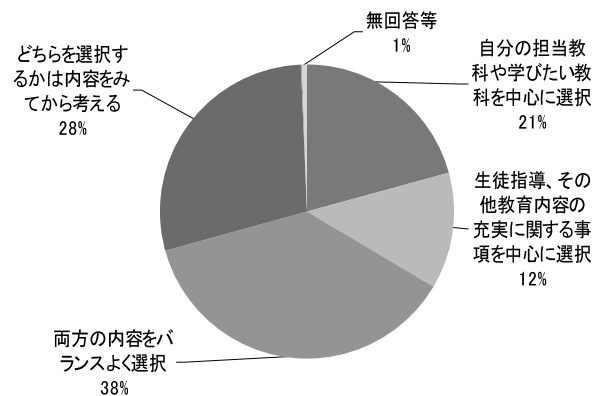
(1) 今、学校教育に携わる中で、大学等で学びたい、学び直したいと考える項目を、希望する順に、3つ以上選んでください。



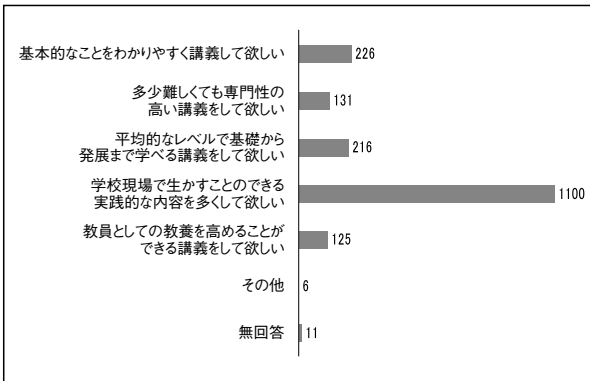
(2) 選択領域の講習について、どのような内容の講習を充実させて欲しいですか。



(3) 選択領域の講習について、①「教科指導」と②「生徒指導、その他教育内容の充実に関する事項」のうち、どちらを中心に選択したいと思いますか。

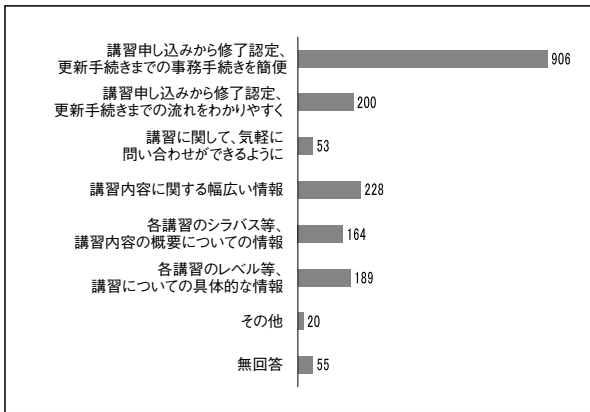


(4) 各講習のレベルや内容等として、どれを希望しますか。



5. 教員免許更新制度に対する要望等についてお尋ねします。

(1) 教員免許更新講習について、どのようなことを最も希望しますか。



アンケート結果から、今後の課題を考えるに必要と思われることについて指摘しておきたい。

まず、講習内容に関して、大学等で学びたい、学び直したいと考える項目について（複数回答）、最も多かったのが、「LD/ADHDなどの新たな課題の理解と対応」（631名）、次に、「学習意欲を喚起し、学習習慣を身に付けさせる指導の在り方」（543名）、さらに「子どもをめぐる問題やその教育に対する組織的対応の在り方」（461名）、「子どもの多様化に対応した学級づくりと学級担任の役割」（373名）、「子どもの発達段階に応じたカウンセリングの理論と技法」（348名）と続き、いずれも今日的な教育課題の解決に向けた学びを求めていることがわかる。

また、各講習のレベルや内容を問うた設問において、「学校現場で生かすことのできる実践的な内容を多くして欲しい」（1100名）が、圧倒的に多かったことにも注目したい。

そこには、真摯に学びと向き合い、自らの資質向上を求める教員の姿があると感じるからである。日々の多忙感を嘆き、教員免許更新制に対して疑問を投げかける意見がアンケートの記述欄に多く書かれていたこ

とも事実である。しかし、その学びの質を問うた時には、自らの資質向上の形成に少なからぬ意欲を見せる。それもまた教員の意識なのである。教員免許更新制がさまざまな課題を持ちながらスタートしようとしているだけに講習開設者は、こうした教員の思いに応えねばならぬと切に思う。

7. 今後の課題

先に、教員免許更新制に対する疑問の理由として、2つのことを指摘した。経験者研修との差別化問題とこの講習を受講する教員のやらされている感である。とりわけ、やらされている感を払拭できるかどうかについては、この制度の根幹を揺るがす問題をはらんでいると感じている。その意味で、まず制度面で指摘しておきたいことは、実施年齢の5歳引き下げである。和歌山県での初年度の対象者においても、55歳が524名と最も多く、全体の58%を占める。学びの必要性和年齢とは無関係であるし、個人の意欲に左右されるものであると言えればその通りであるが、やはり60歳定年という現行制度の下で、受講対象者の約6割の教員が55歳というのは、免許更新制のねらいから考えても課題が多い。

また、アンケート結果で指摘した教員の持つ真摯な学びへの意欲を満足させる講習の提供。これは、講習を開設する側に課せられた最も大きな課題である。学びに対する意欲を持ちながら、上から与えられたものに対するある種の抵抗感を意識の底に潜ませる教員にとって、大学は恰好の学びのフィールドである。その意味で、教員免許状更新講習の講師資格として、指導主事等があげられているが、すべての講習を大学の教員が行うべきであると思う。これにより、講習の多くを指導主事が行っている10年目研修との内容的、意識的差別化ができるということ。もう一つは、教員の真摯な学びへの意欲をストレートに受けとめて、この教員免許状更新講習を教員の資質向上にとって有効なものにしていく潜在的な力をもっているのは、大学の専門性と文化的風土であることから、大学の教員が講師をすることは、それを担保するに不可欠な要素であるからである。

長い期間をかけて多くの施策が具現化されながらも、それぞれの意識の壁が複合的にからみあう中で、未だどこか閉塞感のある教員の資質向上の課題に対し、教員免許更新制は諸刃の刃として登場してきた。この教員免許状更新講習を実施する中で、その内容に魅力がなく、徒労感の残る形骸化したものとして受けとめられることになれば、閉塞感はもっと根深いものになるであろう。反対に、教員の真摯な学びへの意欲を十分に受けとめられるものとして機能すれば、差別化の難しい経験者研修をも取り込むような形で新たな展開を見せる可能性を潜ませている。そうした意味に

おいても、講習開設者となる大学の責務は、極めて大きなものがあると感じるのである。

(注)

- 1) 山田 昇 『戦後日本教育養成史研究』 風間書房 1993年 P375
- 2) 教育職員養成審議会答申 昭和62年12月 「はじめに」

参考文献

- 河上亮一 『教育改革国民会議で何が論じられたか』 草思社 2000年
教育事情研究会 『中央教育審議会答申総覧（増補版）』 ぎょうせい 1992年
岸田正幸 「和歌山大学における免許状更新講習への取組―県教委との連携を中心として―」 教職キャリアデザイン2008年 Vol.3
文部科学省 「教職員関係調査統計資料」 第一法規株式会社 月刊教育委員会 平成19年12月